

劇作家鄭義信さんと、劇団新宿梁山泊の間で争われていた『それからの夏』などの上演を巡る裁判は、すでに報道の通り、原告側新宿梁山泊の「請求の放棄」という形で決着を見ました。一部報道では「和解」といった印象を持たれた方もいらっしゃるかと思いますが、この「請求の放棄」は、鄭義信氏の主張が全面的に認められた結果であり、実質的には、劇作家側の全面勝訴の内容となりました。

昨年七月の鄭義信さんによる『それからの夏』の上演差し止め仮処分の申し立て以来、日本劇作家協会は、一貫して、鄭さんを支援してきました。以下、裁判の経過と所感を簡単に記します。

なお、裁判の経過は、担当の柳原敏夫弁護士作成のホームページ（<http://song-deborah.com/copycase2/>）に詳しい記述がありますので、関心のある方はご覧下さい。

この裁判の過程を通じて、演劇関係者から、「あの裁判はどうにかならないのか?」「どうして裁判なんかなっちゃったんだ?」という声を多くいただきました。私は内心、(どうにかなるなら、裁判になんてならないよ)と思いつつ、「ええ、まあ、どうにか、うまく収まってくれるといいのですが」と言葉を濁すしかありませんでした。

今回の裁判にいたる課程では、新宿梁山泊とも深い関係のある坂手洋二劇作家協会会長をはじめ、多くの方が、劇団側に、「鄭さんの意向を無視して上演することはできない」と再三説得を試みてきました。にもかかわらず、新宿梁山泊側が無断で上演の準備を進めていたために、やむを得ず上演差し止めの仮処分の申し立てに至ったという経緯を、まずご理解いただきたいと思います。

私にとっても、新宿梁山泊代表の金守珍氏も、劇作家鄭義信氏も、若いときから尊敬する先輩、友人であり、特に日韓の演劇交流においては、かけがえのないパートナーだと思っています。ですから、その二人が、裁判で対立するといった事態に陥ったことは、本当に悲しいことだと思います。

劇作家協会の著作権担当を長く続けてきた経験から申し上げますと、著作権を巡る紛争は、こじれると、周りの人々も巻き込み、修復不可能なほどの傷を残してしまいます。だからこそ、劇団やプロデューサーの方たちには、著作権法への理解と遵守を切にお願いしたいと思います。

この裁判はそもそも、鄭義信さんが、一九九五年に「一声かけてくれれば、上演を許諾する」という言葉を残して、新宿梁山泊を退団したことに端を発します。

鄭さんの提案を無視する形で、その後、新宿梁山泊は、無断上演を繰り返し、また戯曲の無断改変を行います。特に、九九年七月の「千年の孤独」新宿紀伊国屋ホール公演では、鄭さんの要請で、無断改変しないこととする覚書を事前に締結したにもかかわらず、「新宿梁山泊」はこの約束を無視し、劇中の女性役を男性役に変えるなどの大きな無断改変を行いました。この時点において、両者の関係は完全に崩れて、鄭さんは新宿梁山泊に対して、『以後、鄭義信作品の上演は一切認めない』旨を伝えるに至りました。

ところが、五年三月、新宿梁山泊は鄭さんの「人魚伝説」の韓国上演を一方向的に通告してきました。そこで鄭さんは、協同組合日本シナリオ作家協会を通じて、改めて上演中止を申し入れました。すると、これを不服とした劇団側は弁護士を立て争う姿勢を示しました。話し合いの結果、同劇団の弁護士は鄭さんの著作権、上演権を認め、上演は中止となりました。

さらに二年後の七年四月、新宿梁山泊は鄭さんに「それからの夏2007」の上演を、またしても一方向的に通告してきました。この作品の原題は「それからの夏」であり、すでに題名からして無断改変となっていました。

鄭さんは、すぐにシナリオ作家協会を通じて、劇団側に上演不許可を通告しました。同劇団からは、それに対して、そもそも鄭氏の作品は「パクリ」「盗作」であり、その上演に鄭氏の同意は不要である旨を内容とする書簡が届けられました。いったい、そのような作品を、どうしてそこまで上演したい

のか理解に苦しみますし、もしもそれが本当に盗作であるのなら、その上演自体にも問題が生じるのではないかと私は思います。

さて、鄭さんは再度、「上演を許可しない。無断で強行するなら法的手段を取る」という内容の警告文を出します。劇団からは「それからの夏2007」を八月一日から上演するという仮チラシが送りつけられてきました。

こと、ここに至っては話し合いレベルの解決は無理であると判断し、「六月二六日までに公演中止の回答なき場合は、公演差し止めの仮処分申立を行う」旨の最後通告書を送付しましたが、同劇団から何の回答もなく、やむなく仮処分申請に至りました。

法廷では、さすがに「パクリ・盗作だから上演許可などいらない」といった乱暴な議論はされず、劇団側が提示してきたのは、以下の二点でした。

一、戯曲「それからの夏」の著作権が鄭氏にあることは認めるが、鄭氏の「一声かけてくれれば、許諾する」という退団時の言明はいまも有効であり、上演権は現在も劇団側にある。

二、同劇団は、鄭氏退団後、彼の作品の無断使用も無断改変も一切していない。したがって、両者の信頼関係を壊すような事実はなく、鄭氏の退団時の言明は維持されている。鄭氏の一方的な上演拒否の通告は不当である。

しかしながら、審理の結果、裁判所は鄭さん側の主張を全面的に認め、その内容に沿って、以下のような和解勧告がなされました。

一、「新宿梁山泊」は、「それからの夏2007」の上演を中止する。

二、鄭氏が退団時に表明した上演許諾の現在の効力について正式裁判で確定するまでは、同劇団は「それからの夏」を上演しない。

この時点でも「上演を一時中止」と言った報道がなされましたが、これは劇団側の主張をなぞったものであり、実際の和解文には一時中止といった文言は含まれていません。和解文が示しているのは、「正式の裁判によって劇団側の上演権が確定しない限り、未来永劫上演はできない」という事実でした。

一ヶ月後の八月二七日、新宿梁山泊は鄭さんに対し、「人魚伝説」と「それからの夏」の上演権が同劇団にあることの確認を求めて正式裁判を提起しました。

今回の裁判では、劇団側は、これまでの主張とともに、両作品は同劇団の役者たちの共同作品であり、それに対し鄭氏は単なる叩き台を用意し、なおかつ役者たちの共同作業を書き留めたにすぎないと主張してきました。

共同作品を巡る著作権のトラブルは、よくあるケースです。しかしながら、プロデューサーや演出家によるアイデアの提示、俳優のアドリブの戯曲への採用などをもって「共同制作、共同執筆」とするならば、劇作家の権利はいちじるしく制限させることとなります。劇作家協会は以前より、共同執筆、共同著作として認められるのは、現実に執筆を分担したといった事実があり、また発表の時点においてもそれを表記しているといった場合のみに限られると主張してきました。そうでなければ、孤独に耐えて創作に従事する劇作家の尊厳は、いちじるしく踏みにじられることになるからです。今回も、従来主張に乗り取り、私の個人名で意見書を提出しました。

また、裁判の過程で、劇団側は、上演権は半永久的に劇団にあり、再演に際して支払ってきた金銭は、上演の対価ではなく黒字がでた際の「謝礼」に過ぎないという主張を展開しました。他の作家に対しても、初演の際に戯曲の作成料を支払ったあと、再演の際は予定を知らせるだけで再演料は支払わないという、そうとうに乱暴な主張も併せて示されました。この点に関しては、再演にあたっての上演料の水準の向上を目指してきた本協会としては、まったく受け入れられるものではなく、新宿梁山泊にかつて台本を提供してきた坂手洋二、渡辺えり、川村毅の各氏が、反論の意見書を提出しました。

裁判の過程においては、新宿梁山泊の無断上演、無断改変の事実と、それを根拠とする鄭さんの「上

演拒否」を当然とする判断が下され、それに基づく和解勧告がありました。しかし鄭さん側は「和解」という言葉が世間に与えるイメージを懸念し、あくまで判決文を出してもらうこと望みました。この和解勧告拒否を受けて、新宿梁山泊は、突如、鄭さん側の主張を全面的に認める「請求の放棄」を選択し、裁判自体が自動的に集結しました。結果として判決文は出ませんでした。鄭さんの著作権はもとより、上演権も確認され、実質的には全面勝訴の内容となりました。

裁判の結果は、当然、鄭さんの権利を認めるものとなりましたが、この裁判から、演劇人が学ぶことは多かったと思います。

まず、小劇場などの家族的集団であっても、特に作家と演出家が異なる場合などは、覚え書き程度でもいいので、何らかの契約を取り交わしておいた方がいいのではないかと。ただし、この契約書を取り交わすメリットは、多くは制作者の側にあるのですから、その責任も制作者に帰するものだと考えられます。鄭さんが契約書を作っていなかったのが悪いという論調がありますが、それはまったくナンセンスです。

また、退団後の元劇団員に対しては、心情的には、様々な思いはあるかも知れないが、一劇作家として個人の権利をきちんと守らなければならないという点。

劇作家協会は、今後とも、このようなトラブルをできるだけ少なくするために、著作権法の周知徹底、上演にあたっての契約書の慣行を定着させていくことに取り組んでいきたいと考えています。

(08.06.04)